

一般議案用

消防局

議案第36号 大津市火災予防条例の一部を改正する条例の制定
について

議案第36号 大津市火災予防条例の一部を改正する条例の制定
について、別添の資料をもとに説明させていただきます。

なお、今回の改正は、総務省消防庁から発出されました火災予防
条例（例）の改正通知に基づき、簡易サウナ設備に係る基準及び住
宅における火災予防を推進するための施策について所要の見直しを
行うため一部改正するものです。

説明資料の2ページをお願いします。

1点目の簡易サウナ設備に係る基準に関する改正概要についてで
ありますが、近年のサウナブームを背景に、屋外等のテントやバレ
ル（木樽）に放熱設備（サウナストーブ）を設置する簡易型のサウ
ナ設備が全国的に増加しています。

現行のサウナ設備の基準は、浴場等の建物内に設置されることを
想定したものとなっているため、放熱設備の設置場所に支障となる
場合があることから、屋外等のテントやバレルに設置される消費熱

量の小さいサウナ設備に適用される基準について所要の改正を行う
ものです。

説明資料の3ページをお願いします。

簡易サウナ設備に係る基準の主な改正内容についてであります
が、現行の「サウナ設備」を「簡易サウナ設備」と「一般サウナ設
備」に区分して規定を整備するものです。

「簡易サウナ設備」は、屋外、その他の直接外気に接する場所に
設けるテント型サウナ又はバレル型サウナに設置する放熱設備であ
って、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電氣
を熱源とするものとし、「一般サウナ設備」については「簡易サウ
ナ設備」以外のサウナ設備と定義します。

説明資料の4ページをお願いします。

次に、簡易サウナ設備の離隔距離についてであります。総務省
消防庁により開催されました防火安全対策に関する検討会におい
て、簡易サウナ設備の特徴として、その構造・材質や利用形態か
ら、一般サウナ設備と比べて熱が蓄積しにくく、さらに周囲の可燃
物の表面温度が100℃程度の比較的低い温度で出火する危険性が

生じにくいとされたことから、周囲の可燃物が引火しない距離（木材であれば表面温度が200℃から300℃を超えない距離）を放熱設備の設置に必要となる離隔距離として規定します。

説明資料の5ページをお願いします。

簡易サウナ設備の熱源遮断装置についてであります。現行のサウナ設備と同様に、簡易サウナ設備についても温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けることとします。ただし、薪を熱源とするものについては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置することにより代えることができることとします。

また、簡易サウナ設備の設置に係る消防署長への届出についてあります。現行のサウナ設備と同様に、個人での使用を目的として設置するものを除き届出を必要とすることとします。

説明資料の6ページをお願いします。

次に、2点目の住宅における火災予防を推進するための施策について所要の見直しを行うことについてあります。改正の背景といたしましては、令和6年能登半島沖地震の輪島市大規模火災

を受けて、総務省消防庁により開催されました消防防災対策のあり方に関する検討会において、大規模地震時の電気火災対策が重要であるとされたことを踏まえて、所要の見直しを行うものです。

改正内容につきましては、住宅における火災予防を推進するための施策として、普及促進を図るもののなかに感震ブレーカーを加え、明記することとします。

なお、改正条例の施行日については、令和8年3月31日としております。

以上で、議案第36号大津市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についての説明とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。